

新型コロナウイルスの影響により事業の継続に支障がある事業者に対する 長期運転資金の取扱いに係るQ & A

お手続きについて-----

Q 1 資金を利用したいのですが、どのように手続すれば良いですか？

A 1 新型コロナウイルスの影響により事業の継続に支障がある方への長期運転資金を希望する方は、福祉医療機構ホームページ (https://www.wam.go.jp/hp/iryuu_shinngatacorona_moushikomishorui/) からダウンロードした借入申込に必要な書類一式を当機構あて送付して下さい。送付先は以下のとおりです。(問い合わせ先は[こちら](#)又は Q27 のとおり)

【宛先】

〒105-8486

東京都港区虎ノ門四丁目3番13号

ヒューリック神谷町ビル9階

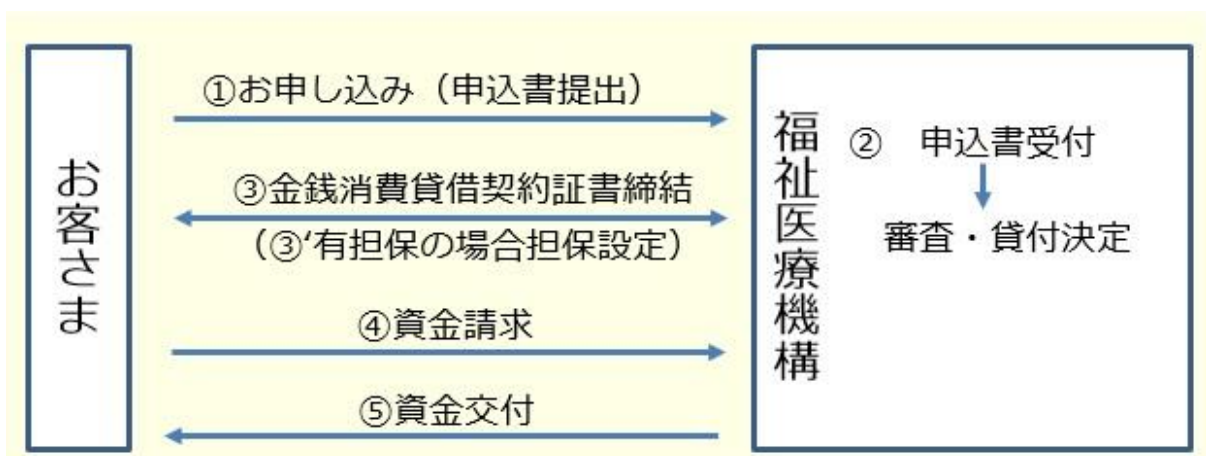
独立行政法人福祉医療機構

新型コロナウイルス対策融資業務室

借入申込書 受付担当 行

Q 2 融資を受けるまでの手続きの流れを教えてください。

A 2 次のような流れになります。有担保の貸付となるか、無担保の貸付となるかでお手続きが変わりますのでご注意ください。



Q 3 申込みから融資（資金の振込）まで、どのくらいの期間がかかりますか。

A 3 お申し込み手続きを通常審査より簡素化し、お客さまのご意向に沿って速やかにご融資ができるよう努めております。

ただし、お客さまのお申し込み内容や貸付条件（担保の有無）、加えて現在、多くのお客さまからお申し込み頂いている状況でございますので、必ずしも融資希望時期のご意向に沿えないことがあることをご理解いただきますようお願い申し上げます。

制度・条件・対象について-----

Q 4 融資を受けることができる条件は何ですか？

A 4 主に以下のいずれかに該当する事業者の方が対象となります。

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、施設機能の一部又は全部を停止している方
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度サービス利用者又は収益が減少している方

Q 5 どのような資金について融資を受けることができますか？

A 5 新型コロナウイルスの影響により事業の継続に支障がある事業者の方に対しご融資する資金種類は「長期運転資金」であり、融資条件の特例措置を講じております。

Q 6 新型コロナウイルス資金の融資を一度受けた後、更に融資を受けることができますか。

A 6 融資限度額の範囲内であれば複数回、融資を受けることが可能です。
ただし、既に実行した融資額以上の更なる資金の必要性をご説明いただくこととなりますので、ご承知おきいただきますようお願い致します。

Q 7 融資条件の特例措置について教えてください。

A 7 貸付条件は下記表のとおりになります。

融資条件（全施設共通）					
貸付対象	前年同期などと比較して減収又は利用者が減少している等 ※要件に該当するかご不明な場合には、末尾連絡先までご相談ください。				
償還期間(据置期間)	15年以内（5年以内） ※据置期間は元金の支払猶予期間です。				
病院・診療所					
貸付利率		①病院	②診療所	コロナ対応を行う医療機関 ^{※1}	政策医療を担う医療機関 ^{※2}
	当初5年間の 無利子貸付の範囲	(3割以上減収) 2億円 (3割未満減収) 1億円	(3割以上減収) 5,000万円 (3割未満減収) 4,000万円	①・②の金額と 「前年同月からの減収額 の2倍」のいずれか高い 金額	①・②の金額と 「前年同月からの減収 額」のいずれか高い金額
	上記以外の部分	0.2%（当初5年間の上記金額を超える部分及び6年目以降の部分）			
貸付金の限度額	次の金額と「前年同月からの減収額の12倍」のいずれか高い金額 [病 院] (3割以上減収)10億円 (3割未満減収)7.2億円 [診療所] (3割以上減収)5,000万円 (3割未満減収)4,000万円				
無担保貸付	[病 院] (3割以上減収)6億円 (3割未満減収)3億円 [診療所] (3割以上減収)5,000万円 (3割未満減収)4,000万円 コロナ対応を行う医療機関…上記金額と「前年同月からの減収額の6倍」のいずれか高い金額 政策医療を担う医療機関…上記金額と「前年同月からの減収額の3倍」のいずれか高い金額				
介護老人保健施設・介護医療院・助産所・医療従事者養成施設・指定訪問看護事業					
	介護老人保健施設、介護医療院	助産所、医療従事者養成施設、指定訪問看護事業			
貸付利率	当初5年間の 無利子貸付の範囲	1億円	4,000万円		
	上記以外の部分	0.2%（当初5年間の上記金額を超える部分及び6年目以降の部分）			
貸付金の限度額	次の金額と「前年同月からの減収額の12倍」のいずれか高い金額				
	1億円	4,000万円			
無担保貸付	1億円	4,000万円			

※1 詳細はQ8のとおりです。

※2 詳細はQ9のとおりです。

※3 貸付利率は令和2年9月1日時点のものです。最新の金利はお問合せください。

Q 8 「コロナ対応を行う医療機関」とは具体的にどういった医療機関ですか。

A 8 「コロナ対応を行う医療機関」とは、以下のいずれかに該当するものをいいます。

- ① 新型コロナウイルス感染症患者の入院受入を行っている医療機関（入院患者の有無に関わらず、新型コロナウイルス感染症患者のために病床を確保している場合も含まれます）
- ② 帰国者・接触者外来（以下「新型コロナ外来」という。）を設置する医療機関
- ③ 地域外来・検査センター（医師会等が設置する新型コロナ外来のことをいいます）
- ④ PCR検査を実施する体制を備えた医療機関
- ⑤ 新型コロナ外来と同様の機能を有する医療機関として都道府県等が認めたもの

- Q 9 「政策医療を担う医療機関」とは具体的にどういった医療機関ですか。
- A 9 「政策医療を担う医療機関」とは、以下のいずれかに該当するものをいいます。
都道府県の医療計画に記載されている急性期及び専門診療を実施する5疾病・5事業（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患、救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療）を担う医療機関及び在宅医療を担う医療機関（在宅療養支援病院・在宅療養支援診療所（※））
※ 都道府県医療計画に名称が記載されている医療機関のほか、各厚生局に届出を行い受理された医療機関も含まれます。
- Q 10 「減収」とは、医業収益のみの減収額で計算するのでしょうか。あるいは、医業外収益も含めるのでしょうか。
- A 10 医業収益のみの減収で計算します。医業外収益は含めません。
- Q 11 「前年同月と比較して医業収入が30%以上減少した月が1月以上ある」とはどのように確認するのでしょうか。
- A 11 減収額については、当該月と前年同月の医業収益の差として、「減収額÷前年同月の医業収益」が30%以上となるかどうか確認してください。
- Q 12 「減収」の対象となる月は、どの月でもよいのでしょうか。あるいは直近月でしょうか。
- A 12 令和2年2月以降の任意の月（減収が最大となる月）となります。
- Q 13 開業から1年を経過していませんが、減収はどのように計算すればよいのでしょうか。
- A 13 令和2年2月以降の任意の月（減収が最大となる月）と、その直近3ヵ月平均とを比較してください。
- Q 14 「減収額」のエビデンス（証拠資料）は必要でしょうか。
- A 14 合計残高試算表など、減収額がわかる資料の提出が必要となります。
- Q 15 今後さらに減収の拡大が見込まれますが、「減収の見込額」で申請してもよいのでしょうか。
- A 15 「減収の実績」が必要であるため、「見込額」ではお申込みいただけません。
- Q 16 すでに新型コロナの融資を受けていますが（※）、「前年同月と比較して医業収入が30%以上減少した月が1月以上ある」要件を満たしているため、「無担保枠の増額」を申し込みたいです。どのように手続きをすればよいのでしょうか。
- A 16 追加申し込みの手続きが必要となります。
大変お手数ですが、新たに借入申込書及び連帯保証人承諾書（保証人方式の場合）をご準備のうえ、合計残高試算表など、減収額がわかる資料とともに、郵送によりお申し込みください。
また、次の書類については、前回の融資申込以後の変更がある場合、借入申込

書とあわせてご提出ください。

- ・法人の登記簿謄本…前回申込以降に、登記の記載事項（名称、住所や理事長名等）に変更が生じた場合。
- ・確定申告書(写)、決算報告書(写)…直近の決算分が新たに準備できた場合。
※すでに「貸付決定を受けている先」、「金銭消費貸借契約の締結を行っている先」又は「資金交付済の先」のことをいいます。「申し込んでいるが、貸付決定を受けていない先」は含みません。

Q17 すでに新型コロナの融資を受けていますが(※)、「前年同月と比較して医業収入が30%以上減少した月が1月以上ある」要件を満たしているため、「無利子貸付額」が増額となります。どのように手続きをすればよいでしょうか。

A17 「無利子・無担保貸付額の確認のご案内」(通知)をご郵送していますので、通知に同封している「新型コロナウイルス感染症に伴う長期運転資金無利子・無担保貸付額変更申請書」を記載の上、ご返送ください。
※すでに「内定通知(貸付決定)」、「契約」、「資金実行」をしている先のことをいいます。「申し込んでいるが、内定通知を受けていない先」は含みません。

Q18 現在、新型コロナの融資を申し込んでいるが、まだ融資決定の回答をいただいております。

「前年同月と比較して医業収入が30%以上減少した月が1月以上ある」要件を満たしているため、「無担保枠の増額」をしたいのですが、どのように手続きをすればよいでしょうか。

A18 福祉医療機構ホームページにおいて、「お問い合わせフォーム」([こちら](#))がありますので、「新型コロナ無担保融資の増額希望」と明記の上、フォームを送信してください。なお、「お問い合わせ内容」欄に「変更後の借入申込金額」と「前年同月からの減収額」を記載してください。

あわせて、「合計残高試算表等の減収額がわかる資料」をQ1の宛先にご郵送ください。

Q19 保証人は必要ですか。

A19 保証人不要制度を選択していただく事も可能です。その場合は、オンコスト(金利+0.15%)していただくこととなります。
(例えば、診療所で4,000万円申込の場合、令和2年6月1日時点において、当初5年間の金利は0.15%、6年目以降は0.35%となります)

Q20 法人単位での申し込みになりますか。

A20 法人単位ではなく、施設単位でのお申し込みとなります。例えば、医療法人が診療所を2つ運営している場合、2施設×限度額4,000万円で合計8,000万円までの申込が可能となります。ただし、法人全体でご返済可能な範囲の借入額であることが必要です。

Q21 コロナ融資については、早く申し込まないと申込受付枠に達してしまい、その後の申込が断られるといったことはありませんか。

A 21 本融資制度については、十分な融資規模に対応できる予算が手当てされておりますので、ご安心ください。

Q 22 個人の診療所・歯科診療所ですが、コロナ融資の対象となりますか。

A 22 個人の診療所・歯科診療所もご融資の対象となります。

Q 23 薬局はコロナ融資の対象となりますか。

A 23 薬局は当機構の融資の対象外となります。

Q 24 株式会社・合同会社等で指定訪問看護事業（訪問看護）を運営していますが、コロナ融資の対象となりますか。

A 24 指定訪問看護事業は当機構の融資の対象施設となるものの、株式会社・合同会社等でのお申し込みは融資の対象外となります。

Q 25 株式会社・合同会社等で通所リハビリテーション（デイケア）事業を運営していますが、コロナ融資の対象となりますか。

A 25 株式会社・合同会社等による通所リハビリテーション（デイケア）事業は、融資の対象外となります。なお、診療所（通所リハビリテーション事業所を有する診療所を含む。）は、融資の対象となります。

Q 26 沖縄県で医療施設を運営していますが、コロナ融資の対象となりますか。

A 26 沖縄県の医療施設を運営されている方は、当機構の融資ではなく、沖縄振興開発金融公庫の融資の対象となります。沖縄振興開発金融公庫 融資第一部産業開発融資班（TEL 098-941-1765）へお問い合わせください。

Q 27 自由診療が収益の100%を占める診療所（又は病院）ですが、コロナ融資の対象となりますか。

A 27 当機構の医療貸付の融資を受けられるには、保険医療機関として継続して運営していることが必要です。結果的に又は一時的に自由診療が収益の100%となっている診療所（又は病院）であっても、2020年1月末時点で保険医療機関として指定を受けていれば、お申込みは可能です。

Q 28 融資に関する問い合わせ窓口を教えてください。

A 28 お問い合わせ窓口は以下のとおりとなります。

医療貸付専用ご相談フリーダイヤル：0120-343-863

※携帯電話等をつながらない場合：03-3438-0403

お問合せフォームは以下のアドレスとなります。

[\(https://www.wam.go.jp/hp/c-19-yuushi-mform/\)](https://www.wam.go.jp/hp/c-19-yuushi-mform/)

すでにご融資している資金のご返済について-----

Q 29 今回のコロナ融資により、民間金融機関からの借入金の借り換えを行うことはできますか？

- A29 本融資制度は、コロナによる減収の補てんに充てる運転資金であるため、人件費や経費に充てていただくものであり、他の金融機関の借入金の借り換えにはご利用できません。
- Q30 福祉医療機構から融資を受けていますが、新型コロナウイルスの影響を受け、返済にあたり不安があります。どのようにすればよいでしょうか？
- A30 新型コロナウイルスの影響を受け、返済に不安が生じたお客さまについては、当面 6 か月の元金のお支払いについて、ご相談に応じます。（お問い合わせ先は[こちら](#)）
- Q31 借入者が死亡した場合等で、借入金が免除されるような救済措置はありますか？
- A31 団体信用生命保険特約制度があります。この制度にご加入された場合、万が一借入金が死亡または高度障害の状態になられたときは、一定額（1億円）を限度に借入金が保険会社から受け取る保険金によって弁済されます。制度の詳細については、[こちら](#)（外部リンク：公益財団法人社会福祉振興・試験センター）をご覧ください。